

京都弁護士会所属会員に対する殺人未遂事件に関する会長声明

2013（平成25）年8月8日、京都弁護士会に所属する弁護士が、事務所からの帰途、路上で、男に右わき腹などをアイスピックのようなもので複数回刺され、全治2か月の重傷を負う殺人未遂事件が発生した。

報道によれば、同弁護士は、かつて加害者からの依頼により離婚事件を受任していたことがあるとのことであり、同弁護士の弁護士業務に関する何らかの恨みに基づく凶行と思われ、弁護士業務に関連して発生した事件と思料される。

暴力は、個人の尊厳を踏みにじる許しがたい行為であり、いかなる理由であれ、絶対に正当化されるものでないことは言うまでもないが、上記事件は「基本的人権の擁護と社会正義の実現」（弁護士法第1条）という重大な使命を担う弁護士の業務に対する挑戦であり、国民の権利の実現に重大な障害を与えかねない暴挙である。

当会は、かような暴力的手段を用いた弁護士業務の妨害に対し、一致団結して毅然と対処し、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、全力を尽くして職務を遂行する決意であることをここに表明する。

2013（平成25）年10月2日

宮崎県弁護士会

会長 西田隆二